

富士宮市週休2日推進工事实施要領

(目的)

第1条 本要領は、建設産業における担い手の確保・育成のため、週休2日推進工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することで、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

(対象工事)

第2条 富士宮市週休2日推進工事入札実施要領第3条で定める対象工事とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工事着手日(準備期間を除く。)から工事完成日(後片付け期間を除く。)までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における休工日の割合(休工日数/対象期間日数)で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるも

のとする。

(5) 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、週休 2 日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数割合が 28.5% に満たない月においては、当該月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(6) 通期の週休 2 日

対象期間の現場閉所率が 28.5% 以上の状態をいう。

（発注）

第 4 条 週休 2 日推進工事の発注は、対象工事の範囲内で選定して行うものとし、富士宮市週休 2 日推進工事特記仕様書（別紙 1）を添付し、4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上する。

（実施方法）

第 5 条 週休 2 日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに 4 週 8 休以上の休工期取得計画表（別紙 2 を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工期取得計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料及び休工期取得実施表を求め、休工期及び現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第 6 条 当初の予定価格において、月単位の週休 2 日の達成を前提として、次の各号により経費の補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合は、その達成状況に応じた補正率により契約変更を行うものとする。

(1) 土木工事

静岡県が別に定める「週休 2 日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(2) 建築・設備工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和6年10月1日以降に当初設計を積算したものに適用し、それ以外は従前の規定を適用とする。